

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年 8 月 2 9 日

浜松市教育委員会規則第 2 号

改正 令和 5 年 8 月 3 1 日浜松市教委規則第 1 0 号

改正 令和 7 年 3 月 2 6 日浜松市教委規則第 6 号

改正 令和 8 年 3 月 2 3 日浜松市教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令 7 教委規則 6 ・一部改正)

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
 - (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
 - (3) 児童生徒の健全育成に関すること。
- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年度 第4回 都田小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年2月26日（木） 13時00分から15時30分まで
- 2 開催場所 都田小学校 会議室
- 3 出席委員 山下 英治、波多野 千津子、森上 茂美、影山 善久、
内山 眸、渥美 渡、松嶋 千智
- 4 欠席委員 小林 宗吉
- 5 オブザーバー 田力 秀太（都田協働センター）
- 6 学 校 佐々木 和也（校長）、高林 秀仁（教頭）、浅井 愛架（生徒指導主任）
杉浦 ひとみ（CSディレクター）
- 7 教育委員会 なし
- 8 傍聴者 なし
- 9 会議録作成者 CSディレクター 杉浦 ひとみ
- 10 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、森上会長から松嶋委員を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

11 協議事項

- (1) 令和8年度の学校運営基本方針について
- (2) 学校いじめ基本方針について
- (3) 学校運営協議会自己評価について

12 会議記録

司会の教頭から、委員総数8人のうち7人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

(1) 令和8年度の学校運営基本方針について

議長の指示により、校長から、別紙資料に基づき来年度の学校運営基本方針について説明があり、協議の結果、全員意義なくこれを承認した。

(2) 学校いじめ基本方針について

議長の指示により、生徒指導主任の浅井から、別紙資料に基づき学校いじめ基本方針について説明があり、協議の結果、全員意義なくこれを承認した。

(3) 学校運営協議会自己評価について

議長の指示により教頭から、別紙資料に基づき今年度の学校運営自己評価表について説明があり、来年度に向けた目標について委員から、以下の発言があった。

【Bグループ：森上会長、山下委員、影山委員、内山委員】

○情報発信について課題があるのではないかと。学校運営協議会で話し合ったことが、しっかり各家庭に伝わっているのか。

【Aグループ：波多野委員、渥美委員、松嶋委員】

○地域、家庭、学校の3者、それぞれが役割を捉え、うまく機能していたように感じた。ホームページ上でブログや写真などを見ることはできるが、学校運営協議会の内容が家庭に伝わっているかを、家庭へのアンケート調査などを行うなどして、しっか

り考える必要があるのではないか。情報発信の仕方について考える必要がある。

13 報告・連絡等

① 学校支援コーディネーターより

学校支援コーディネーターの影山委員から、毎年4、5年生の臨海学校で使用するトーチを、今年度は地域の方にも協力いただき作成できた事、また来年度の学校運営協議会委員人選の為、地域での声掛けを行った事について報告があった。また4年生の授業の一環で行われる都田川に生息する生き物や水質について教えてくれる地元の方がいないか、引き続き探している旨の相談があった。また子供たちの体力向上に向け、昼休みに体力向上の為のイベントの開催を考えていること、またそれに伴い協力者を探している旨の相談があった。

② 夢育やらまいか事業について

教頭から、別紙資料に基づき今年度6万円の補助金を、皆様からいただいた意見を元に花の苗の購入費や、講師を招いたお礼、学びを発表するときに使う紙やインク代として使用した報告があった。

③ 令和7年度卒業証書授与式及び令和8年度入学式について

教頭から今年度学校運営協議会委員には3月17日の卒業式に全員参加していただき、入学式には来年度の委員に参加いただく旨の要請があった。

④ 令和8年度の主な行事について

教頭から、4、5年生で毎年交互に開催される臨海学校、林間学校を、熊騒動があったことを考慮して来年度も今年度に引き続き臨海学校を開催する旨の報告があった。また、来年度の学校運営協議会を、第1回5月21日（木）13:15～、第2回7月1日（水）13:15～、第3回12月16日（水）9:30～、第4回令和9年2月25日（木）9:00～に開催するとの連絡があった。

⑤ 都田協働センターの田力さんより

今年1年学校運営協議会にオブザーバーとして参加する中で運営協議会委員の皆様が子供たちを思いやる姿勢をととても感じる事ができた。協働センターとしても学校、地域、家庭を結びつける立場としてこれからも何が出来るかを考え、伴走者として力になりたい。

⑥ 退任委員の紹介とお礼の言葉

校長から、学校運営協議会の任期を終えられる小林委員、山下委員、波多野委員、森上委員、松嶋委員の5名の委員が任期満了に伴い退任される旨の報告があった。また今まで都田小学校に多くのご支援、ご尽力をいただいたお礼を述べた。

＜国の第4期教育振興基本計画(R5～R9) コンセプト＞

- ・2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
- ・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

＜浜松市の教育理念＞

描く夢や未来の実現 (主体性・多様性・包摂性、信頼・協働)

＜目指すこどもの姿＞

- 自分らしさを大切にすることも
- 他者と協働し、主体的に行動できるこども
- 自己調整しながら、粘り強く取り組むこども

＜都田中学校区 目指す子供像＞

- 夢に向かって努力する子
- 郷土を愛し、郷土に誇りをもつ子

学校教育目標

夢に向かって 命を輝かせる子
 学び合う子・心豊かな子・元気な子

学び合う子【知】

(目指す子供像)

- 学びの楽しさや価値に気づき、主体的に学ぶことができる子
- 相手の思いや考えを聞き、自身に生かすことができる子

心豊かな子【徳】

(目指す子供像)

- 心を込めた挨拶をすることができる子
- 自他のよさや違いを大切にすることができる子

元気な子【体】

(目指す子供像)

- 進んで体を動かすことができる子
- 心と体を大切にできる子

- キャリア教育を基盤に据え、児童一人一人が自己を見つめながら、それぞれに応じた生きる力(自分らしさを発揮できる力)を育む教育
- 河西先生から学ぶ「命の尊厳」の教育
 = 「命を大切にする誓いの言葉」
- 都田地域の人(保護者を含む)・こと・物との関わりを大切にした教育
- 子供を見つめる時間を創出するための取組

＜キャリア教育＞教育活動を通して育つ基礎的・汎用的能力



聞く・伝える力

人間関係形成・社会形成能力



チャレンジする力

自己理解・自己管理能力



考える力

課題対応能力



つなげる力

キャリアプランニング能力

働き方

改革 子供も先生も

元気で笑顔に

推進中!

学校における働き方改革へのご理解とご協力について

日頃から本市の教育や本校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。本市では、子供たちの健やかな成長に向けた教育の質の向上を図るとともに、子供たちや子供の成長を支える全ての人たちにとって「価値ある学校」の創造を目指し、教育委員会と学校が一体となって「学校における働き方改革」を進めています。その一環として、今年度も、教職員が心身共に健康的に教育活動に従事できる環境を整えてまいります。保護者並びに地域の皆様におかれましては、子供も先生も元気で笑顔あふれる学校づくりに向けて、今後ともご理解とご協力をくださいますようお願いいたします。

◆ 教職員の勤務時間は 8:00～16:30 です

お電話やご連絡は勤務時間内をお願いいたします。
※勤務時間を過ぎる場合、対応を一旦終了させていただく場合がございます。

◆ 平日17時30分以降は、自動応答メッセージによる電話対応を実施します

時間外・土日祝日・長期休業期間中は、原則として自動応答メッセージによる電話対応とさせていただきます。
※災害発生時や行事等で多くの問い合わせが見込まれる場合は、設定を解除します。

◆ 長期休業期間中の「学校閉庁日」を設定します

今年度は8月 10日～ 8月 19日（夏季）、
12月 24日～ 1月 5日（冬季）が学校閉庁日です

教職員の休暇取得促進を図るため、「学校閉庁日」を設定します。期間中は、原則として学校において教職員が不在となります。
※学校閉庁日における緊急時の連絡は、浜松市教育委員会教育総務課（457-2401）へご連絡ください。（時間8:30～17:15週休日・年末年始を除く）

◆ 「さくら連絡網」を活用します

学校・保護者間の連絡手段として、欠席や遅刻の連絡・健康観察・保護者へのアンケート調査などを「さくら連絡網」を使用して実施します。
※実施に当たっては、別途、学校だより等でお知らせします。

教職員とのよりよい関係づくりにご協力をお願いいたします



適切な表現・声量

怒鳴るなどの行動はお控えください



過度な要求

学校ができないこともあることをご理解ください



適切な時間内のご相談

ご相談は勤務時間内に
長時間のご相談はお控えください



SNSでの拡散

先生や子供を傷つけるSNS投稿は
お控えください

浜松市教育委員会教育総務課
TEL：053-457-2401

浜松市立都田小学校
TEL：053-428-2004

改定の概要

- ・「校内いじめ対策委員会の組織と役割、教職員の役割を明記
- ・いじめの未然防止に関する取組を充実、具体化
- ・いじめの組織対応について明記

いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

- いじめの定義
 - いじめ防止対策推進法第2条第1項及びに同じ=人権、命の尊厳にかかわる問題
 - いじめの認知は、校内いじめ対策委員会を活用して行う
 - 犯罪行為、重大事態等、必要に応じて警察と連携する
- いじめの理解
 - いじめはどの子供にも起こりうるものであり、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要
- いじめの防止等に関する基本的考え方
 - いじめの未然防止
 - 全ての子供に、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、心の通う人間関係の素地を養う。
 - 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
 - いじめの早期発見
 - ささいな変化に気づき、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わり、積極的にいじめを認知する。
 - いじめへの対処
 - 具体的な対応方針、指導計画、体制を整備する。
 - 子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
 - 地域や家庭との連携
 - PTA、学校運営協議会制度などを活用し、地域、家庭と連携する。

第2 いじめの防止等のための対策

- いじめの防止等のための組織
 - 「校内いじめ対策委員会の組織と役割」
 - 校長(委員長)、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター兼生徒指導担当教員、養護教諭、学級担任(必要に応じて、発達支援コーディネーター、SC、SSW等)
 - 毎月1回。事案が発生した際には随時開催。
 - いじめの防止等における教職員の役割
 - いじめ対策コーディネーターの設置と役割
 - 会議などの企画・運営
 - 情報収集、実態把握、保護者・地域・関係機関との連携窓口
 - いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導推進
 - 校内研修の企画・運営
 - 教職員の役割
 - いじめの未然防止、早期発見、早期対応が組織的、実効的に機能するよう明記

2 いじめの防止等に関する取組

- 都田小年間指導計画
 - 学校の教育活動を、いじめの未然防止の観点から見直し、年間指導計画を作成
- いじめの未然防止
 - 学校目標「夢に向かって命を輝かせる子」の具現化を目指し、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組む。
 - 子供たちとの取組
 - ア 子供がいじめの問題について考え、議論する(命について考える「河西先生物語」、情報モラル等)
 - イ 授業づくりや集団作り(キャリア教育を根底に据えた教育活動、授業改善、行事や校外学習)
 - ウ 道徳教育の充実(「生命尊重」等、道徳教育の充実、ほかほかメッセージカード)
 - エ 子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援(天白班活動等)
 - オ 自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動(ストレスマネジメント、メディアコントロール等)
- いじめの早期発見
 - はままついじめアンケート(年3回)、アンケート後の個人面談(年3回)
- いじめに対する措置
 - いじめ、又はいじめの疑いのある行為を発見した場合は、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、組織的に対応する。
- 関係機関との連携(事案の認知毎および月に1回、教育委員会に送付)
- 学校における教育相談体制の整備
- 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組
- いじめが「解消している」状態
 - いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安)
 - いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと
- 「浜松市立都田小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

3 地域や家庭の役割

- 地域の役割
 - 地域の人たちが、子供に積極的に関わり、温かい気持ちで接することができるよう学校の情報を適切に発信する。
- 家庭の役割
 - 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
 - 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
 - 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
 - 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。

第3 重大事態への対処

□教育委員会へ報告し、市の方針に基づき対応

【都田小いじめ防止等のための基本方針】

<https://www.city.hamamatsu-szo.ed.jp/miyakoda-e/create/prevent/file/10495/ijimebousikihonhousinn.pdf>



(様式1)

令和 8年 5月21日

浜松市立都田小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 小林 宗吉 様

浜松市立都田小学校運営協議会
会長 ○○○○

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年5月21日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ①児童一人一人が自己を見つめながら、それぞれに応じた生きる力(自分らしさを発揮できる力)を育むためにも、キャリア教育を基盤に据えた教育を推進すべきである。
⇒子供たちがなりたい職業に就いている講師を招き、子供たちが仕事やそれに向かうための姿勢について話を聞く機会を設定する。
- ②本校の教育活動の根幹である河西先生から学ぶ「命の尊厳」の教育を継続、推進すべきである。
⇒講師を招き「命を授かること」「命の大切さ」について考える機会を設定する。
- ③都田地域の人(保護者を含む)・こと・物との関わりを大切にした教育を充実すべきである。
⇒子供たちが地域に出向いたり、地域の人を講師に招いたりし、地域への愛着を深める活動を設定する。

(様式1)

学校番号 (小・中 36)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(都田小)学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

・学校支援活動をより積極的・自発的に行いたい。その結果を振り返ることで、活動を充実させていきたい。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

・主に体力向上と充実した挨拶を具体的な目標として話し合われた。
・形式的な確認にとどまらず、子供の成長や安心につながる内容であることを意識して意見交換を行い、理解を深めることができた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

・協議会で話し合ったことを校内でできる範囲で実践されていると報告があった。また、協議会からも建設的な意見が出された。
・学校支援活動について、教育目標とのつながりや、学校・家庭・地域の役割分担を考え、見直すことができた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

・コミスクだよりの発行で、地域や保護者へも発信できた。
・協議会全体からの発信には限界があるので、発信方法について考える必要があると思う。

＜評価項目4＞ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

・学校支援活動をより積極的・自発的に行いたい。その結果を振り返ることで、活動を充実させていきたい。
・協議会で話し合ったことを各家庭や地域に伝え、思いや目的を共有するための情報発信の在り方を考え、効果的に発信していきたい。

(様式 2)

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ()

<本年度の目標>

・学校支援活動をより積極的・自発的・持続的に進めるための方法について検討・検証する。

・協議会で話し合った内容を各家庭や地域に伝え、思いや目的を共有するための情報発信の在り方について検討・検証する。

<評価項目 1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

<評価項目 2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

<評価項目 3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

<評価項目 4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

(様式2)

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ()

<本年度の目標>

- ※ 前年度に協議会で協議した目標を記載する。
- ※ 目標が、会議体として相応しい目標となっているか、また、学校運営の基本方針に関わることを中心に据えられているか等を確認する。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目1をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
- ※ 学校運営の基本方針（自校の学校教育目標や「育てたい力」等）について、協議した内容を簡潔に評価する。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目2をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
- ※ 成果・課題などを簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

- ※ 協議会での協議結果（会議録への記載内容等）について、どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ※ 委員個人の目標ではなく、協議会の目標を記載する。
- ※ 学校運営協議会は、会議体であるため、会議体として相応しい目標を設定する。委員が、個人としてボランティア活動に参加することは想定されるが、学校運営協議会がボランティア活動の主体となることは想定していない。
- ★ 自己評価の結果については、学校ホームページで公表する。